

募集期間

令和8年4月1日(水) ~ 令和8年11月30日(月)

※先着順。予算上限額に達した場合は、期間内であっても受付を終了しますのでご注意ください。

中小企業省エネ対策等支援事業



男鹿市

エネルギー消費の抑制によるコスト削減や、
賃上げのために新たな事業に取り組む企業を応援します！

補助対象者

市内に事務所・事業所を有する中小企業者等（小規模事業者、個人事業主を含む）

- ※ 農業、林業、漁業、医療など一部対象外の業種があります。
- ※ 他の補助金と重複申請はできません。ただし、他の補助金において、本補助金との併用が認められている場合はこの限りではありません。
- ※ 過去にこの補助金の交付を受けた事業者も申請することができます。

補助対象経費

① 更新設備の購入費

省エネ又は高効率効果が、既存設備と比較し5%以上見込まれると、第三者（原則として、設備メーカー又は納入業者）により証明された設備

◆対象設備（例）

空調・エアコン、ボイラ、照明設備（LED照明含む）、工作機械、厨房機器、プレス機械、プラスチック加工機械、冷凍・冷蔵設備 等

② 新規導入設備の購入費

自社の強みを生かした新商品の開発、生産及び販売、サービス提供プロセスの改善、新分野進出及び業態転換等の新たな取組に必要な設備（給与支給総額（※）及び初任給が年率平均1.5%以上増加する3年以上の事業計画を有する場合）

※給与支給総額…給料、賃金及び賞与、ほか給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）の合算。
個人事業主の方の自身の所得金額は算入しません。

③ ①又は②に係る据え付け、撤去等に要する費用

補助率等

補助率	2 / 3 以内
補助限度額	製造業 200万円（下限20万円） 非製造業 100万円（下限10万円）

事業の詳細はHPをご覧ください

<https://www.city.oga.akita.jp/soshik/ogamarugotorikomika/shokogyo/5109.html>



補助期間

交付決定日から令和9年2月26日まで

- ※ ①交付決定前に発注や契約を行った場合は補助の対象となりません。
- ②補助期間内に、発注や契約を行い納品・支払いまでを完了するものが対象です。

■問い合わせ先

男鹿市役所男鹿まるごと売込課 TEL : 0185-24-9143